

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中新田入間川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字東三ツ木字天ノ方二四 二番九地先から同市大字東三ツ木 字天ノ方二四二番九地先まで		区 間
九・〇三 九・〇四	八・七四 九・〇三	敷地の幅員 (メートル)
九・四三		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考